

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年4月21日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所の設備点検の不備に係る申し入れについて
(防災チーム) 1
- 2 あんしんトリピーメールの運用開始等について
(防災チーム) 2
- 3 鳥取県国民保護計画の改定について
(危機管理チーム) 3

防 災 局

島根原子力発電所の設備点検の不備に係る申し入れについて

平成22年4月21日
防災局防災チーム

島根原子力発電所1号機の設備点検の不備について、中国電力(株)に対し下記のとおり文書により申し入れを行いました。

記

1. 日 時 平成22年3月31日(水) 午後1時から

2. 場 所 県庁防災監室(第二庁舎3階)

3. 出席者

■中国電力 鳥取支社支社長 岩室 良氏

鳥取支社広報担当マネージャー 前田 良一氏 ほか

■鳥取県 大場 防災監、城平 防災チーム長ほか

4. 文書申し入れ内容

設備点検不備について遺憾の意を表すとともに下記事項を文書にて申し入れた。

・島根原子力発電所における設備点検の不備に対する原因分析と安全体制の確立

・今後行う全点検実績の調査結果及び再発防止対策の取り組み状況について報告と情報公開

5. 経緯等

(1) 経緯

・島根原発1号機に係る第28回定期検査(平成21年5月～平成21年10月実施)後に行われた「不適合管理検討会」(平成22年1月22日開催)において、1号機の「高圧注水系蒸気外側隔離弁の駆動用電動機」が実際には点検されておらず、中国電力が定めた点検期間を超過して使用されていたことが不適合事象に当たると判定された。

・その後1号機、2号機の重要度の高い設備について点検したところ1号機74件、2号機49件、合計123件の点検の未実施を確認された。

※中国電力による健全性評価では安全性に問題がないことを確認 ※放射能漏れなし

(2) 中国電力の対応

・平成22年3月30日に原子力保安院に報告(鳥取県、島根県、松江市にも報告)

・1号機を自主的に3月31日に発電を中止して点検

・2号機は定期検査中(停止中)であり、同様の点検をあわせて実施

(3) 経済産業省及び原子力安全・保安院の対応

・経済産業大臣の指示

下記事項を平成22年4月30日までに報告することを中国電力に指示(3月30日付)

①保守管理の不備等に係る経緯・事実関係の調査、原因究明及び再発防止対策の検討

②1、2、3号機の保守管理並びに1、2号機の定期事業者検査の実施状況について総点検

・原子力安全・保安院長の指示

島根原発1、2号機の点検が適切に実施されていなかった箇所の早急な点検、健全性の評価及びその結果報告

6. 今後の予定等

本県に対しても、国等と同様4月30日までに中国電力(株)から報告がなされる見込み。

あんしんトリピーメールの運用開始等について

平成22年4月21日
防災局防災チーム

安心・安全情報を携帯電話等を活用して県民に直接配信する鳥取県安心安全情報配信・収集システム（愛称：あんしんトリピーメール）の運用を平成22年4月1日に開始しました。

また、鳥取県全域のリアルタイムカメラ映像を一元的に掲載した「リアルタイム雨量・河川・道路・カメラ情報」ポータルサイトを新たに作成するなど鳥取県防災ホームページ「鳥取県の防災」をリニューアルしました。

1 あんしんトリピーメール

(1) システムの主な機能

- ① 情報配信機能：登録者の携帯電話等に防災情報や防犯情報などを送信します。
- ② 情報収集機能：災害の前兆現象や災害発生情報等を一般県民からシステムに登録できます。

(2) 運用開始 平成22年4月1日（システム整備 平成21年度）

(3) 整備方式 ASP（Application Service Provider）方式〔受託者：セコム山陰株式会社〕

(4) 利用登録可能者数 1万人（上限）※現在の利用登録者数289人（平成22年4月12日時点）

(5) 情報配信者 県各部局（教育委員会、警察本部等を含む）、市町村、消防局

(6) 配信する主な情報

【自動配信】 気象注意報・警報、地震・津波情報、気象情報（土砂災害警戒情報、竜巻注意情報など）

【手動配信（例）】 防災・危機管理情報（避難情報など）、防犯情報（不審者情報など）、イベント情報

(7) システム利用登録促進の取組

県ホームページや利用登録チラシ、啓発用ポケットティッシュなどを利用して利用登録の促進を図るほか、平成22年度の県防災局職員の名刺にQRコードを印刷して県民への広報に努めています。

2 「リアルタイム雨量・河川・道路・カメラ情報」ポータルサイト

(1) 情報を掲載している場所

「鳥取県の防災」ホームページから「リアルタイム道路カメラ情報」・「リアルタイム河川カメラ情報」の中でご覧いただけます。

※「鳥取県の防災」ホームページのアドレス等

・ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=8945>

・ 災害発生時の緊急情報、危機管理情報のほか、安心安全に関する情報を提供

(2) 提供する主な情報

鳥取県内の道路カメラ画像・河川カメラ画像・河川水位・温度・雨量等

<参考> 気象庁による気象警報・注意報の発表区域の変更について

気象警報・注意報は、これまで県内を5区域（鳥取地区、八頭地区、倉吉地区、米子地区、日野地区）で発表されていましたが、平成22年5月27日（予定）から市町村単位（鳥取市については北部・南部に2区分）の20区域で発表すると気象庁が公表しました。

鳥取県国民保護計画の改定について

平成22年4月21日／防災局危機管理チーム

1 概要

国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）第34条に基づき作成した県国民保護計画（平成17年7月22日。以下「県計画」）について、国民保護訓練等の検証結果や県計画の作成基準となる国の基本指針の改正等を踏まえ、この度、改定案を作成しました。

この改定案については、パブリックコメントによる県民の意見等を踏まえ、鳥取県国民保護協議会への諮問・答申を経て、7月に国の承認を得る予定です。

2 主な改正内容

(1) 国民保護訓練等の検証結果の反映

ア 災害時要援護者対策

市町村は、災害時要援護者の避難誘導等を迅速的確に行えるよう、その住所氏名、連絡方法、支援内容、支援者等を予め把握し、県の「災害時要援護者避難対策推進指針」に基づく避難支援プランを作成します。

イ 避難住民への情報提供

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を促進し、衛星回線を通じて防災行政無線から警報等を瞬時に伝達する仕組みを整えるとともに、緊急情報ネットワーク(Em-Net)により国から県・市町村・報道機関等に専用回線を通じて提供される情報も県民に迅速に伝達します。

また、避難途中や避難所における住民への情報提供が適切に行われるよう、市町村計画に記載する上での留意点を整理します。

ウ 住民避難の実施方法

状況に応じて最も適切な方法で住民を避難させるため、市町村が、避難時の気候や時間帯(昼夜)、地域の特性(山間部・都市部・観光地等)等を考慮して避難実施要領を作成できるよう、それぞれに応じた基本パターンや留意点を整理します。

(2) 「国民の保護に関する基本指針」の改定（平成20年10月）に基づく改正

ア 現地調整所の設置

県及び市町村は、国民保護措置が実施される現場の関係機関から構成される現地調整所を設置します。

イ 武力攻撃事態（緊急対処事態）合同対策協議会への参加

国（現地対策本部）は、武力攻撃事態（緊急対処事態）合同対策協議会を開催し、県はこれに参加します。

ウ 安否情報システムの運用

総務省消防庁が運用する「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（平成20年4月運用開始）」を使用します。

(3) その他

ア 初動体制の整備

初動対応の配備基準を5段階で区分し、レベル2（注意体制）時に県情報連絡室を設置して情報収集体制を強化するとともに、国からの県対策本部設置の指定がない段階で、県内に武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたときは危機管理対策本部を設置します。

イ 機構改革等

県及び関係機関の機構改革、人口統計等の基礎数値の変更に伴う改正を行います。

3 パブリックコメントの結果（3月21日から4月9日実施、コメント件数：2件）

意見	対応
・改定計画案について詳しく教えてほしい	・計画本文や概要を郵送し説明
・(独)国立病院機構西鳥取病院及び鳥取病院を現行組織名に修正してほしい	・(独)国立病院機構鳥取医療センターに修正

4 今後のスケジュール

4月	鳥取県国民保護協議会（28日）への諮問・答申 国（内閣官房、総務省消防庁）に提出・協議
5月から6月	各省協議
7月	改定県計画の承認に係る閣議決定（改定県計画の確定）

(参考)

国民保護法は、武力攻撃や大規模なテロから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

国民の保護のための措置は大きく、「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つから構成されます。

